

記 者 発 表		発 表 ・ (資 料 配 布)		
月 / 日 (曜)	担当課 (室) 係名	T E L	発表者 (担当係長名)	その他の発表・配付先
1 0 / 3 0 (金)	企画県民部企画財政局 市町振興課財政係	内線 2 5 0 2	田中 市町振興課長 (宮口 課長補佐兼財政係長)	

平 成 2 0 年 度
県 内 市 町 決 算 見 込 み
(普 通 会 計)

平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日
企画県民部企画財政局市町振興課

兵庫県内市町の平成20年度決算見込み（普通会計）

<ポイント>

1 決算規模：歳入2兆2,439億円(1.1%増)、歳出2兆2,010億円(0.9%増)
歳入・歳出とも前年度より増加（4年ぶり）。

2 決算収支

(1) 実質収支：189億円の黒字（225億円の黒字）

41市町すべてで黒字を確保。

(2) 実質単年度収支：33億円の黒字（23億円の赤字）

41市町のうち21市町で赤字（26市町/41市町中）。（赤字団体が前年度より5団体減少）

3 歳入

(1) 地方税

税源移譲の影響の平年度化等による市町村民税所得割の増加（59億円増）や、家屋の
新增築等による固定資産税の増加（59億円増）等により、地方税全体では4年連続で増
加（0.9%増、84億円増）。

(2) 地方交付税（臨財債含む）

収入面では市町村民税法人税割、地方消費税交付金等で減収があったこと、需要面
では地方再生対策費の創設や後期高齢者医療制度の開始に伴う高齢者保健福祉費の増嵩
等により、5年ぶりに増加（2.9%増、99億円増）。

(3) 地方譲与税・交付金等

サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安を背景に株式等譲渡所得割
交付金、配当割交付金が減少したこと等により、全体では3.1%減、35億円減。

（1）・（2）・（3）により、一般財源総額は1.1%増、148億円増。

(4) 国庫・県支出金

国庫支出金は、補正予算による定額給付金給付事業費補助金、子育て応援特別手当交
付金、地域活性化・生活対策臨時交付金等により、8.3%増、194億円増。

県支出金は、事業の選択と集中による普通建設事業費支出金の減や、昨年度に比して
災害の被害が軽微であったことによる災害復旧事業費支出金の減等により2.3%減、21
億円減。

(5) 地方債（臨財債除く）

一般単独事業債の増等により、4年ぶりに増加（15.0%増、176億円増）。

4 歳出

(1) 義務的経費

人件費

退職金は増加（5.4%増、27億円増）しているものの、給料及び各種手当の見直し
や職員数の削減（1,071人）による職員給の減により、人件費総額では9年連続で
減少（2.5%減、112億円減）。

扶助費

生活保護費の増、障害者自立支援給付費等の増による社会福祉費の増により、扶助費全体では3.1%増、107億円増。

公債費

将来負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還をはじめとする高金利債の繰上償還を実施したこと等により3.4%増、121億円増。

上記～により義務的経費は4年ぶりに増加(1.0%増、116億円増)。

歳出合計に占める割合は、歳出規模の増加率を上回る義務的経費の増加により52.1%となり、9年連続で過去最高。

(2) 投資的経費

普通建設事業費の減(0.9%減、23億円減) 昨年度に比して災害による被害が軽微であったことによる災害復旧事業費の減(84.8%減、17億円減)もあり、12年連続で減少(1.6%減、40億円減)。

歳出合計に占める割合は、11.5%となり、10年連続で過去最低。

現在と同様の歳出区分での統計を開始した昭和35年度以降

5 財政指標等

(1) 経常収支比率：94.9% (95.3%)

歳出では扶助費、補助費等の増加により経常経費充当一般財源が増加(+49億円)したものの、歳入では固定資産税の増収等による経常経費充当一般財源の増を上回る経常一般財源の増加(+156億円)があったことから、県平均の比率は0.4ポイント改善し、95%以上は4団体減少の12団体となった。

(2) 基金残高：3,322億円 (末3,241億円)

減債基金の積立(約215億円)等により3年連続で増加。

(3) 地方債残高：3兆1,144億円(末3兆2,289億円)

臨時財政対策債の増はあるものの、建設地方債の発行抑制や繰上償還の促進等により、全体では3.5%の減(震災前の1.6倍程度)。

(4) 健全化判断比率

実質赤字比率

実質赤字が生じる団体はなし。

連結実質赤字比率

連結実質赤字が生じる団体はなし。

実質公債費比率

県内市町平均は14.0%となり、昨年度に比して0.6%改善(18団体で比率が改善したが、21団体で悪化)。

また、香美町が26.6%で早期健全化基準25.0%を超過。

将来負担比率

県内市町平均は149.2%であり、昨年度に比して6.1%改善(31団体で比率が改善したが、10団体で悪化)。

また、早期健全化基準超過団体はなし。

(5) 資金不足比率

県内市町で経営健全化基準(20.0%)超過団体は、三木市の病院会計(23.6%)のみ。

1 決算の特徴

(1) 決算規模

歳入においては国庫支出金、地方債の増等、歳出においては扶助費、公債費の増等により、決算規模は4年ぶりに増加している。

歳入決算規模：2兆2,439億円（1.1%増、244億円増）

歳出決算規模：2兆2,010億円（0.9%増、186億円増）

（歳入・歳出ともに4年ぶりに増加）

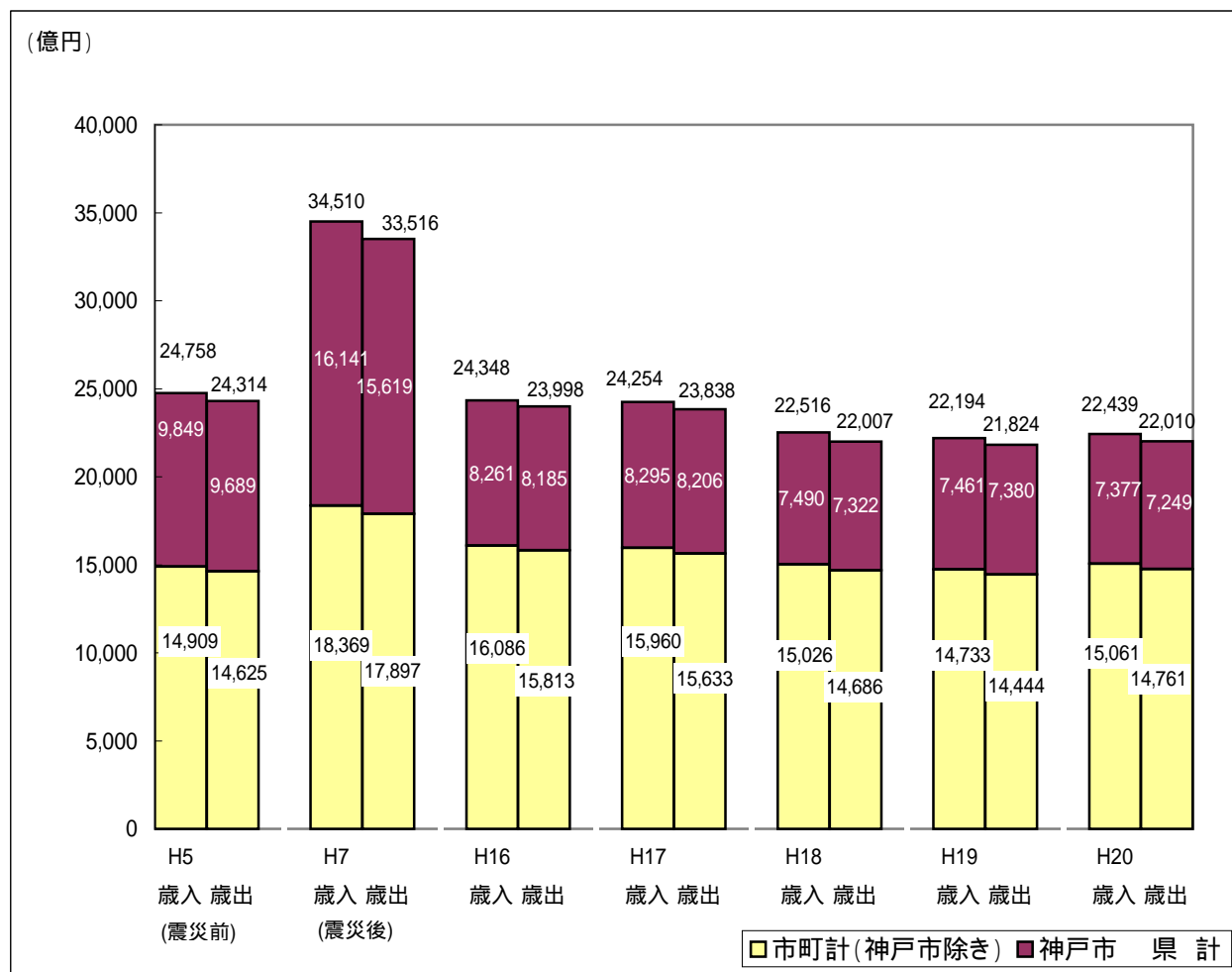
【決算規模の状況】

（単位：百万円、%）

区分	平成20年度				平成19年度	
	歳入		歳出		歳入	歳出
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	決算額
県計（29市12町）	2,243,851	1.1	2,201,004	0.9	2,219,422	2,182,362
神戸市	737,731	1.1	724,882	1.8	746,090	738,002
都市	1,394,330	2.5	1,367,428	2.5	1,360,045	1,334,494
町	111,790	1.3	108,693	1.1	113,287	109,865

（注）各欄毎に単位未満を四捨五入しているため、表内において合計が一致しない場合がある。（以下同じ。）

【決算規模の推移】



（注）平成7・17年度は、歳入・歳出とも、神戸市の阪神・淡路大震災復興基金への貸付金に係る償還費等を除いた額。

【歳出決算規模】

増加率の高い団体

(単位：%)

団体名	増減率 (増減額)	主な原因
三田市	12.5 (+40.4億円)	小中学校の建設事業者(立替施行者)への繰上償還による普通建設事業費の増(+24.3億円)
尼崎市	11.9 (+205.0億円)	アルカイク広場整備事業による積立金、公債費の増(+198.3億円)
養父市	7.7 (+14.0億円)	中学校整備事業による普通建設事業費の増(+4.4億円) 地域振興基金への積立金の増(+11.0億円)
芦屋市	7.2 (+28.4億円)	消防庁舎等の整備事業による普通建設事業費の増(+10.3億円) 繰上償還等による公債費の増(+50.0億円)
宍粟市	7.2 (+16.1億円)	庁舎整備事業による普通建設事業費の増(+18.1億円)
上郡町	7.1 (+6.1億円)	CATV整備事業による普通建設事業費の増(+12.3億円)

減少率の高い団体

(単位：%)

団体名	増減率 (増減額)	主な原因
新温泉町	10.7 (-10.6億円)	観光交流センター建設事業の終了による普通建設事業費の減(-4.3億円) 温泉小学校改築事業の終了による普通建設事業費の減(-1.8億円)
佐用町	9.9 (-13.8億円)	高度情報通信網整備事業の終了による普通建設事業費の減(-9.0億円)
加東市	9.2 (-16.2億円)	有線テレビ施設整備事業の終了による普通建設事業費の減(-11.6億円)
洲本市	7.7 (-18.2億円)	防災公園整備事業の終了による普通建設事業費の減(-19.1億円)
朝来市	5.2 (-10.3億円)	老人福祉施設建設補助金の減による普通建設事業費の減(-3.7億円) 中学校大規模改造・耐震補強事業に係る普通建設事業費の減(-2.2億円)
稲美町	5.0 (-4.4億円)	田園空間整備事業に係る普通建設事業費の減(-1.7億円) 人件費の減(-1.6億円)

(2) 決算収支の状況

【決算収支の状況】

実質収支：189億円の黒字(平成19年度：225億円の黒字)

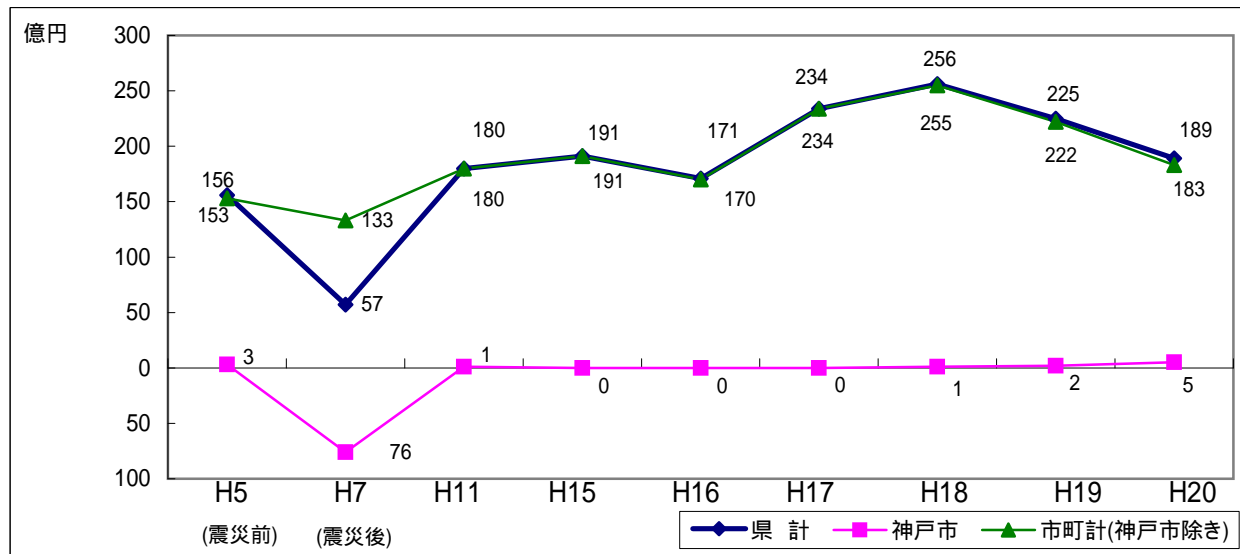
実質単年度収支：33億円の黒字(平成19年度：23億円の赤字)

(単位：百万円)

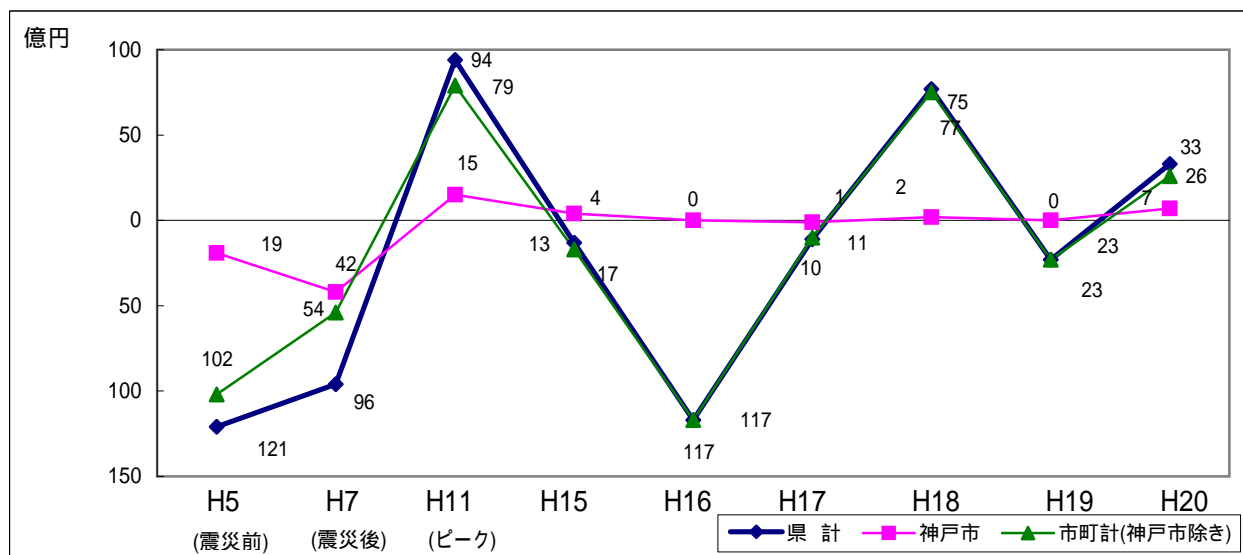
区 分	20年度	19年度
歳入総額 A	2,243,851	2,219,561
歳出総額 B	2,201,004	2,182,488
形式収支 C = (A - B)	42,847	37,074
翌年度繰越財源 D	23,991	14,593
実質収支 E = (C - D)	18,856	22,480
単年度収支 F	3,624	3,161
財政調整基金積立金 G	8,848	9,589
繰上償還金 H	9,204	3,992
財政調整基金取崩額 I	11,170	12,729
実質単年度収支 (F + G + H - I)	3,258	2,308

平成19年度は、同年度末に解散し高砂市に編入された加古川市高砂市宝殿中学校組合の決算収支を含む。

【実質収支の推移】



【実質単年度収支の推移】



【赤字団体数の推移】

実質収支は、前年度に引き続き41団体全てで黒字が確保された。
 実質単年度収支の赤字団体は、21団体となり、前年度より5団体減少した。

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実質収支	(8/77団体中)	0	0	0	0
実質単年度収支	50/77団体中	22/41団体中	18/41団体中	26/41団体中	21/41団体中

実質収支の()は、合併に伴う打ち切り決算による形式上の赤字団体。

2 歳入の状況

地方再生対策費の創設や高齢者保健福祉費の増等による地方交付税の増、固定資産税（家屋）の増による地方税の増等により、一般財源は148億円の増（1.1%増）と、3年ぶりの増加となっている。

また、国庫支出金については補正予算による定額給付金給付事業や子育て応援特別手当事業等により、地方債については一般単独事業債の起債により増加となっている。

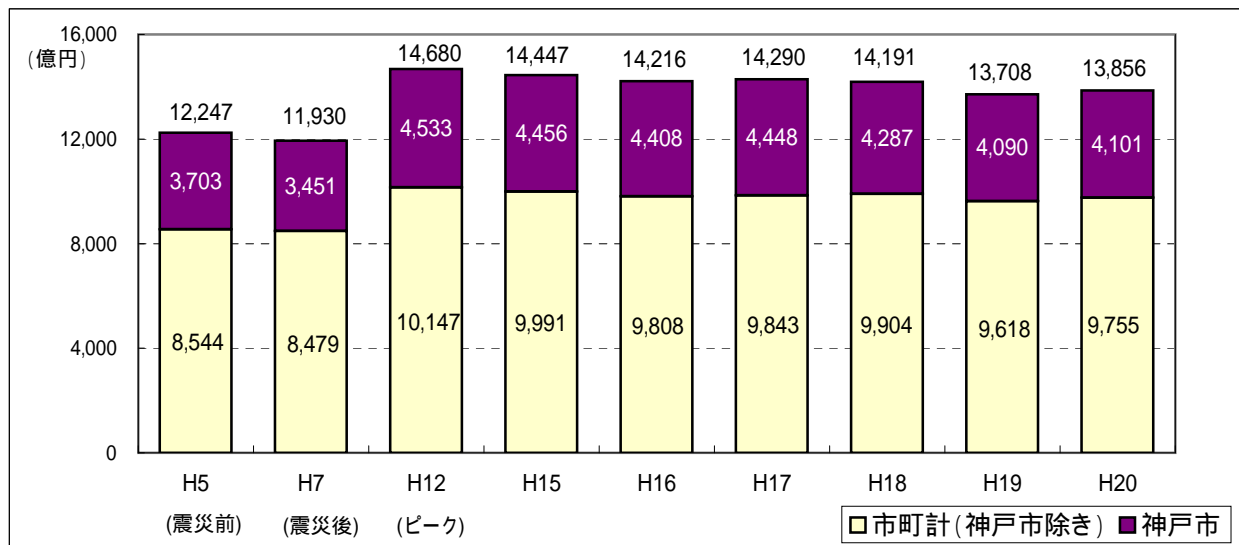
【歳入の内訳】

（単位：百万円、％）

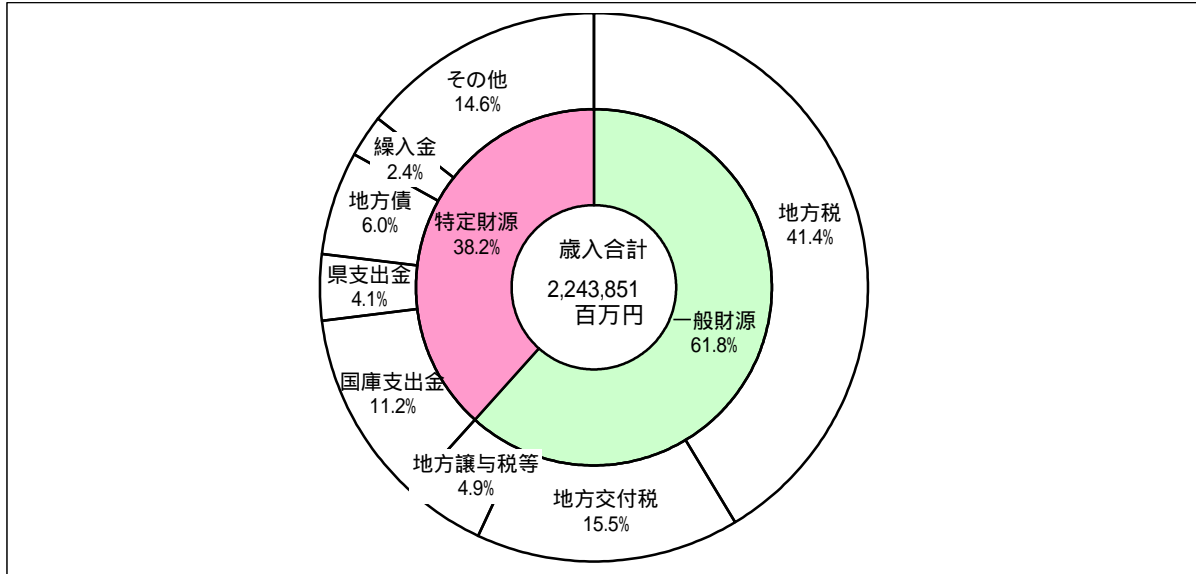
区 分	平成20年度		平成19年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100	全国 (市町村)
	a	構成比	b	構成比			
1 地方税	928,524	41.4	920,123	41.5	8,401	0.9	0.4
2 地方交付税	347,040	15.5	337,165	15.2	9,875	2.9	2.5
3 地方譲与税等	110,048	4.9	113,560	5.1	3,512	3.1	4.9
4 国庫支出金	251,785	11.2	232,414	10.5	19,371	8.3	14.3
5 県支出金	91,696	4.1	93,815	4.2	2,119	2.3	0.3
6 地方債	135,025	6.0	117,399	5.3	17,626	15.0	2.9
7 繰入金	52,767	2.4	55,137	2.5	2,370	4.3	-
8 その他	326,966	14.6	349,809	15.8	22,843	6.5	-
歳入合計	2,243,851	100.0	2,219,422	100.0	24,429	1.1	1.5
一般財源（1～3）	1,385,612	61.8	1,370,847	61.8	14,765	1.1	0.5
特定財源（4～8）	858,239	38.2	848,575	38.2	9,664	1.1	3.3

地方交付税には臨時財政対策債を含み、また、地方債は臨時財政対策債を除いた額（以下同じ）。

【一般財源の推移】



【歳入の構成比】



(1) 地方税

地方税は、4年連続で増加し0.9%増、84億円増となり、9,285億円となった。これは、市町村民税所得割が平成19年度の税源移譲の平年度化等により1.9%増、59億円増となったこと、家屋の新增築等により固定資産税(家屋)が3.2%増、52億円増となったこと等による。

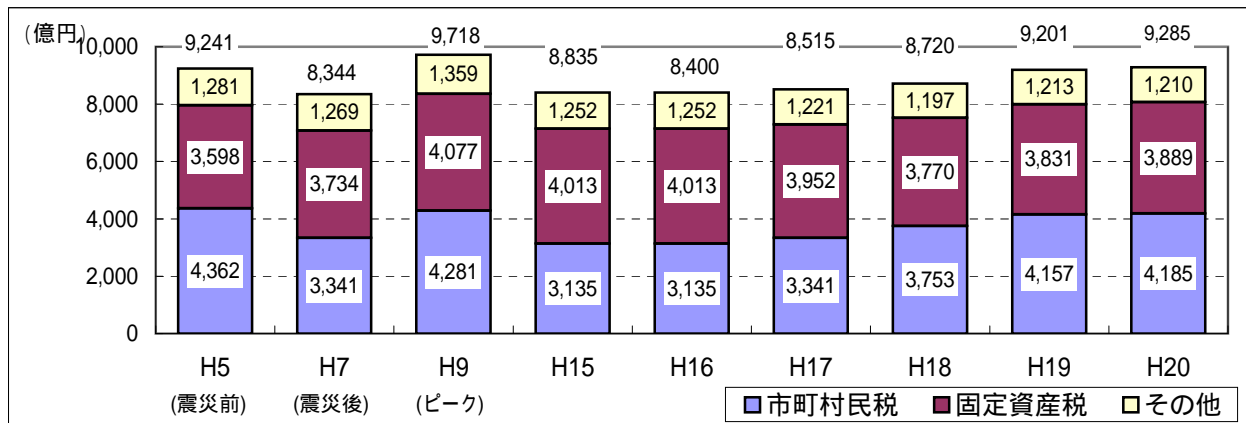
【地方税の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		増減額 a - b	増減率 c ÷ b × 100	全国 (市町村)
	a	構成比	b	構成比			
市町村民税	418,547	45.1	415,720	45.2	2,827	0.7	0.8
所得割	322,120	34.7	316,208	34.4	5,912	1.9	2.1
法人税割	72,948	7.9	76,291	8.3	3,343	4.4	8.7
固定資産税	388,941	41.9	383,061	41.6	5,880	1.5	1.7
土地	148,554	16.0	148,145	16.1	409	0.3	-
家屋	165,537	17.8	160,376	17.4	5,161	3.2	-
償却資産	70,971	7.6	70,220	7.6	751	1.1	-
その他の税	121,036	13.0	121,342	13.2	306	0.3	-
事業所税	16,189	1.7	15,695	1.7	494	3.1	-
都市計画税	65,997	7.1	64,951	7.1	1,046	1.6	1.9
計	928,524	100.0	920,123	100.0	8,401	0.9	0.4

市町村民税の全国増減率は合計、個人分、法人分を記載。

【地方税の内訳の推移】



(2) 地方交付税（臨時財政対策債含む）

臨時財政対策債を含む地方交付税は、5年ぶりに増加し、2.9%増、99億円増の3,470億円となった。

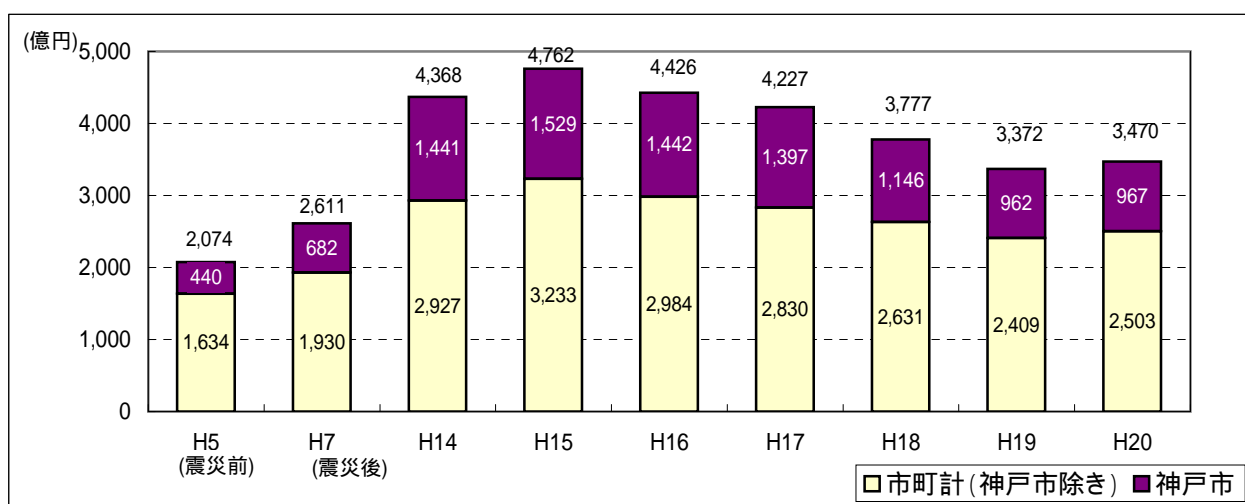
普通交付税は、平成20年度地方財政計画における地方再生対策費の創設や後期高齢者医療制度の開始に伴う高齢者保健福祉費の増等により4.9%増、126億円増の2,691億円となった。

【地方交付税の内訳】

（単位：百万円、％）

区 分	平成20年度 a	平成19年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100	全国 (市町村)
普通交付税	269,083	256,519	12,564	4.9	4.0
臨時財政対策債	48,587	51,870	3,283	6.3	6.3
小 計	317,670	308,389	9,281	3.0	2.6
特別交付税	29,370	28,776	594	2.1	1.3
合 計	347,040	337,165	9,875	2.9	2.5

【地方交付税の推移】



平成14～20年度は、臨時財政対策債を含めた額。

(3) 地方譲与税・交付金等

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんする「減収補てん特例交付金」の創設による増はあるものの、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安を背景に株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金が落ち込んだため、全体では3.1%減、35億円減の1,100億円となった。

【地方譲与税・交付金等の内訳】

（単位：百万円、％）

区 分	平成20年度		平成19年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
地方譲与税・交付金等	110,048	100.0	113,560	100.0	3,512	3.1
地方譲与税	20,513	18.6	21,034	18.5	521	2.5
各種交付金	77,466	70.4	86,538	76.2	9,072	10.5
利子割交付金	4,360	4.0	4,505	4.0	145	3.2
株式等譲渡所得割交付金	792	0.7	3,643	3.2	2,851	78.3
配当割交付金	2,305	2.1	5,413	4.8	3,108	57.4
地方消費税交付金	48,467	44.0	51,586	45.4	3,119	6.0
地方特例交付金等	12,069	11.0	5,988	5.3	6,081	101.6

(4) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金は補正予算による定額給付金給付事業費補助金、子育て応援特別手当交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金等により、8.3%増、194億円増の2,518億円となった。

県支出金は、事業の選択と集中による普通建設事業費支出金の減や、昨年度に比して台風・豪雨等の被害が軽微であったことによる災害復旧事業費支出金の減により2.3%減、21億円減の917億円となった。

【国庫支出金、県支出金の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度 a	平成19年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100	全国 (市町村)
国庫支出金	251,785	232,414	19,371	8.3	14.3
普通建設事業費支出金	44,139	43,482	657	1.5	-
生活保護費負担金	103,343	101,440	1,903	1.9	-
災害復旧事業費支出金	39	368	329	89.4	-
その他支出金	104,264	87,124	17,140	19.7	-
県支出金	91,696	93,815	2,119	2.3	0.3
普通建設事業費支出金	5,214	6,296	1,082	17.2	-
災害復旧事業費支出金	198	1,121	923	82.3	-
その他支出金	86,284	86,398	114	0.1	-

(5) 地方債（臨時財政対策債除く）

臨時財政対策債を除く地方債発行額は前年度より増加し、15.0%増、176億円増の1,350億円となった。

また、減収補てん債（特例分）、退職手当債、災害復旧事業債等を除いた地方債発行額は一般単独事業債の増等により23.3%増、244億円増となった。

なお、地方債現在高は、建設地方債の発行抑制、繰上償還の促進等により、ピーク時の平成11年度4兆503億円から徐々に減少し、3兆1,144億円となっている。

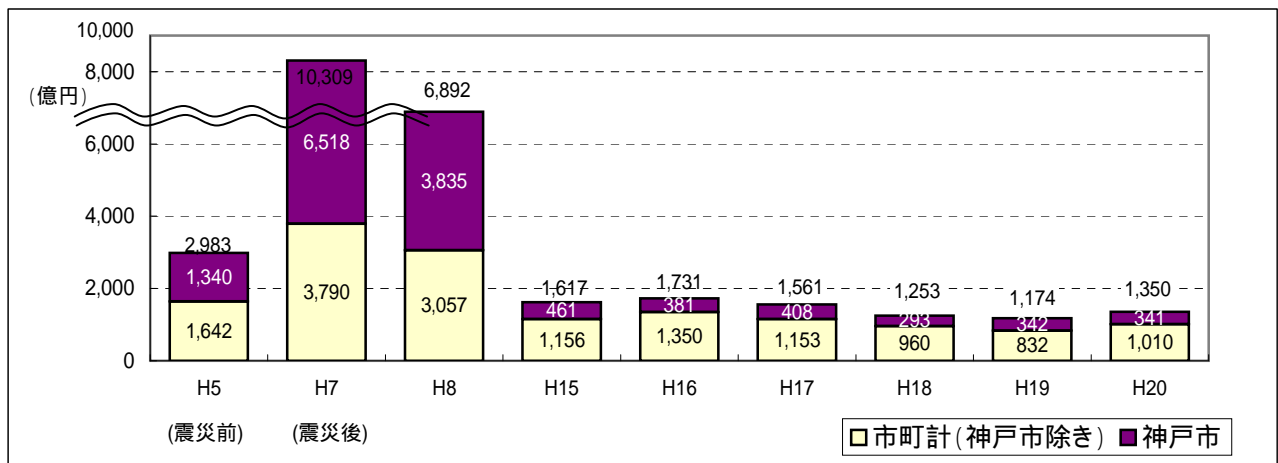
団体別では昨年度より地方債現在高が増加した団体は5団体にとどまり、36団体で減少した。

【地方債の内訳】

(単位：百万円、%)

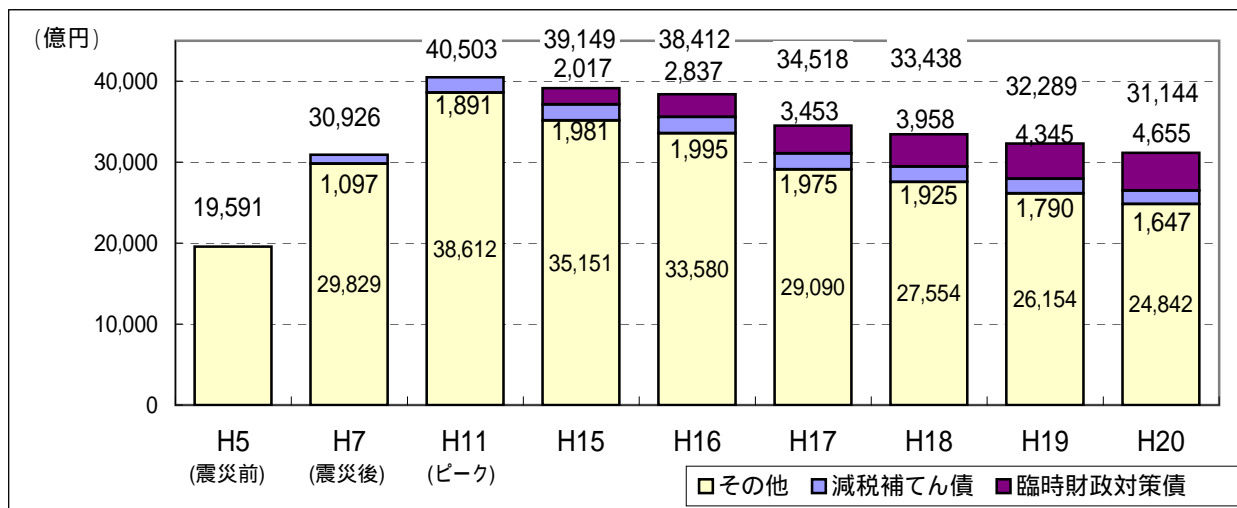
区 分	平成20年度 a	平成19年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100	全国 (市町村)
地 方 債 A	135,025	117,399	17,626	15.0	2.9
うち減収補てん債特例分 B	1,730	2,735	1,005	36.7	108.0
うち退職手当債 C	2,869	9,500	6,631	69.8	-
うち災害復旧事業債 D	26	182	156	85.7	-

【地方債発行額の推移】



平成15～20年度は、臨時財政対策債発行額を除いた額。

【地方債残高の推移】



(6) 繰入金

繰入金は、償還財源としての減債基金の取り崩しやその他特定目的基金からの繰入れ等により基金取り崩し額は増加したものの、企業会計からの繰入の減等により、全体で4.3%減の528億円となった。

なお、基金残高は、減債基金の積み増し等により3年連続増となり、3,322億円となった。しかし、震災前の平成5年度末(5,400億円)の6割の水準にとどまっている。

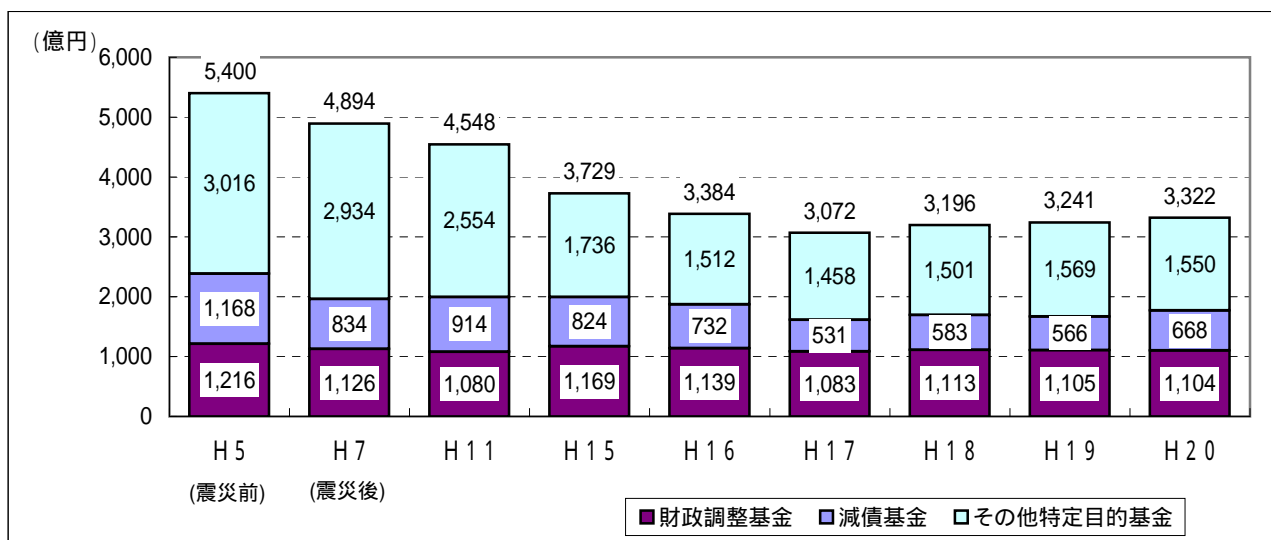
また、団体別では昨年度より基金残高が増加した団体が19団体、減少した団体が22団体となった。

【繰入金（基金取崩額）の内訳】

(単位：百万円、%)

区分	平成20年度	平成19年度	増減額 c	増減率
	a	b		
繰入金	52,767	55,137	2,370	4.3
基金取崩額	38,257	34,202	4,055	11.9
財政調整基金	11,170	12,729	1,559	12.2
減債基金	11,670	9,206	2,464	26.8
その他特定目的基金	15,417	12,267	3,150	25.7

【基金残高の内訳の推移】



3 歳出の状況

義務的経費は、人件費が減少したものの扶助費・公債費の増により4年ぶりに増加（1.0%増、116億円増）した。また、義務的経費の歳出合計に占める割合は52.1%と、昨年度をわずかに上回り9年連続で過去最高となった。

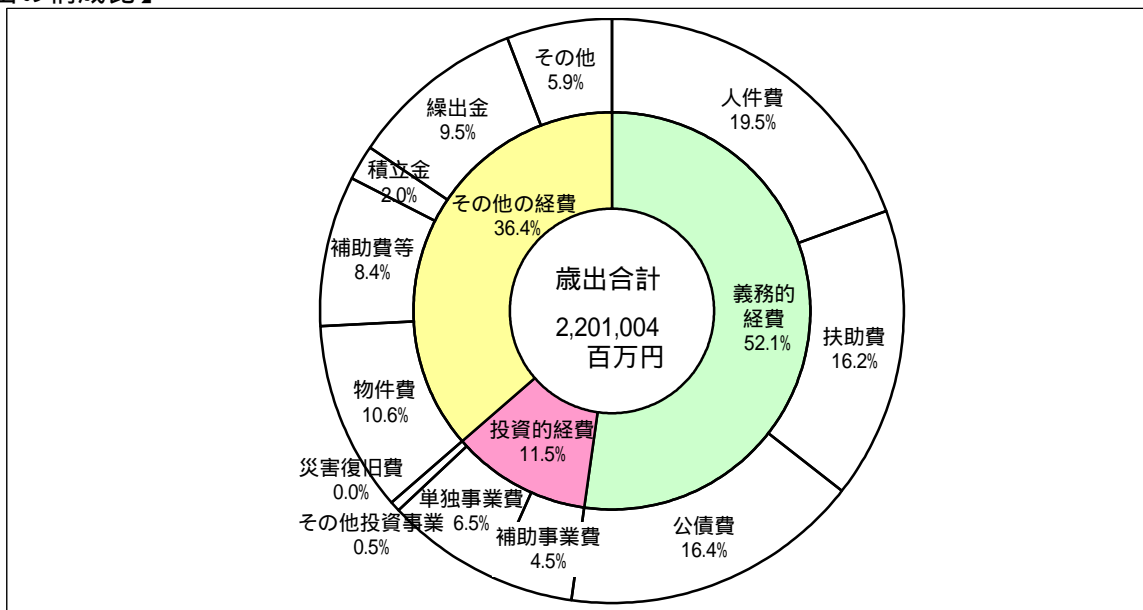
投資的経費は、普通建設事業費の減等により、12年連続で減少（1.6%減、40億円減）し、投資的経費の歳出合計に占める割合は11.5%となり、過去最低となった。

【歳出の内訳】

（単位：百万円、%）

区 分	平成20年度		平成19年度		増減額 c = a - b	増減率 c ÷ b × 100	全国 (市町村)	
	a	構成比	b	構成比				
義務的経費	1,146,742	52.1	1,135,138	52.0	11,604	1.0	0.1	
内 訳	人件費	428,367	19.5	439,550	20.1	11,183	2.5	2.7
	扶助費	356,462	16.2	345,732	15.8	10,730	3.1	3.7
	公債費	361,913	16.4	349,856	16.0	12,057	3.4	0.0
投資的経費	252,781	11.5	256,827	11.8	4,046	1.6	2.6	
内 訳	普通建設事業費	252,470	11.5	254,785	11.7	2,315	0.9	1.4
	補助事業費	99,367	4.5	99,833	4.6	466	0.5	0.5
	単独事業費	143,306	6.5	144,667	6.6	1,361	0.9	2.0
	災害復旧事業費	311	0.0	2,041	0.1	1,730	84.8	49.0
その他経費	801,481	36.4	790,397	36.2	11,084	1.4	1.9	
歳出合計	2,201,004	100.0	2,182,362	100.0	18,642	0.9	0.4	
歳出充当一般財源等	1,491,290	-	1,460,682	-	30,608	2.1	-	

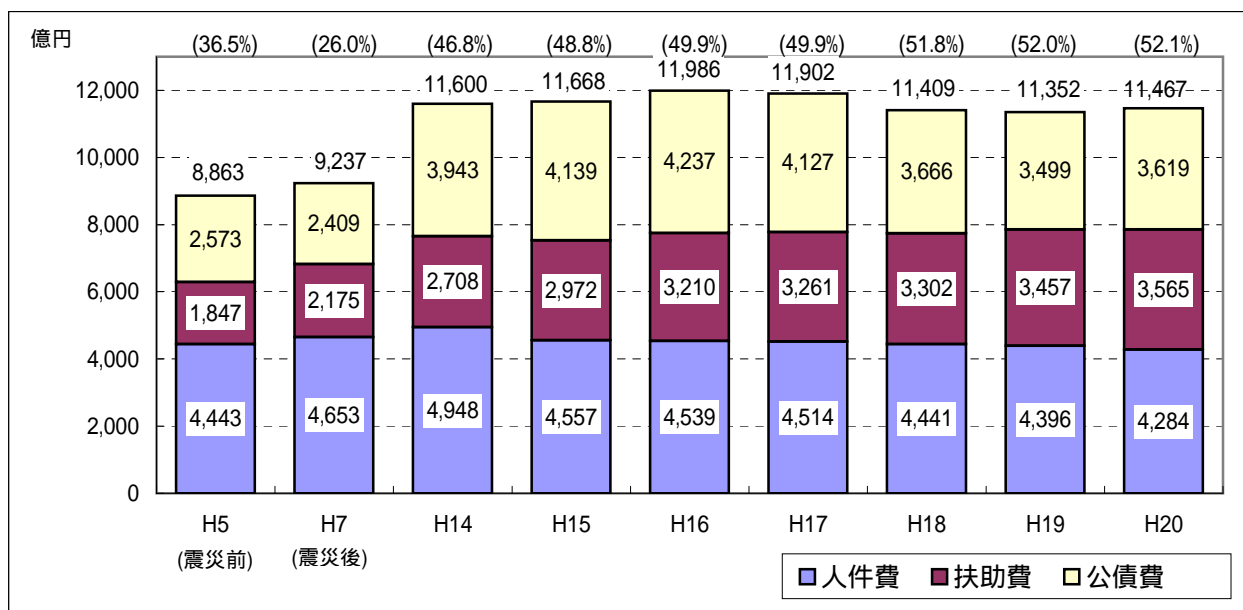
【歳出の構成比】



(1) 義務的経費

人件費の減（2.5%減、112億円減）、扶助費の増（3.1%増、107億円増）、公債費の増（3.4%増、121億円増）により、義務的経費全体では4年ぶりに増加し、1.0%増、116億円増の1兆1,467億円となった。

【義務的経費の内訳：県計】



()内は義務的経費の歳出合計に占める割合。
平成17年度は、震災復興基金の償還費等を除いた額。

人件費

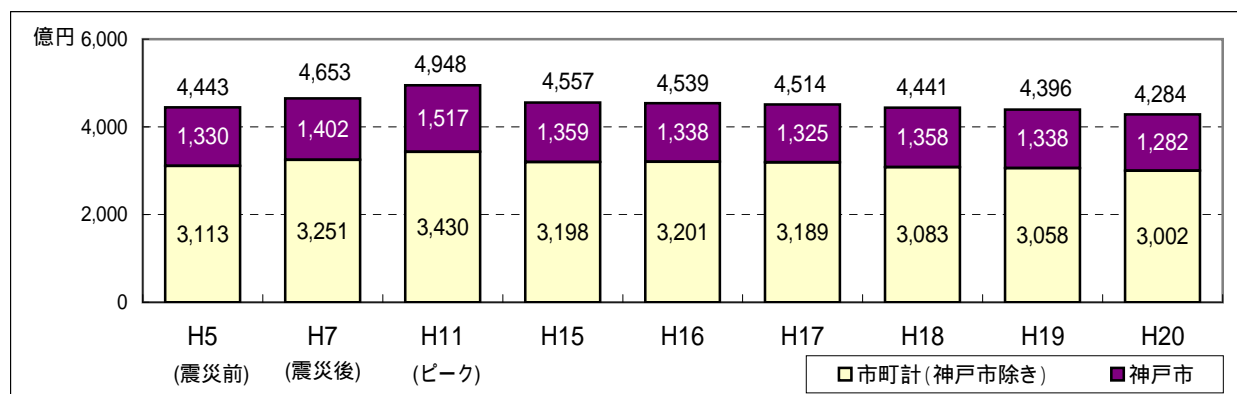
人件費は、退職金の増があるものの、給料及び各種手当の見直しや職員数の削減（1,071人）による職員給の減などにより、112億円減の4,284億円となり9年連続で減少。

【人件費の内訳】

(単位：百万円、%)

区分	平成20年度 a	平成19年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
人件費	428,367	439,550	11,183	2.5
職員給	290,209	301,923	11,714	3.9
退職金	52,128	49,469	2,659	5.4

【人件費の推移】



扶助費

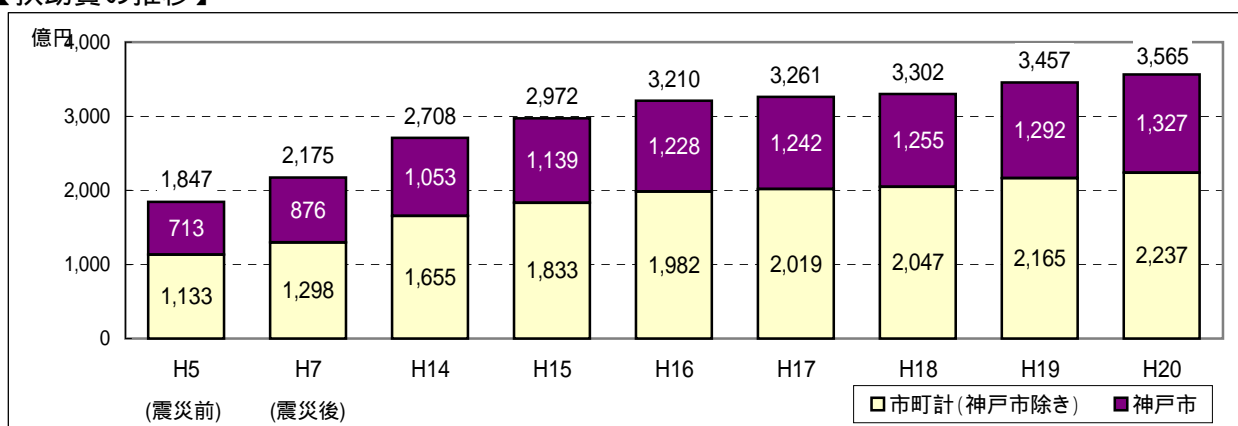
障害者自立支援給付費等による社会福祉費の増、生活保護費の増により、扶助費全体で3.1%増、107億円増の3,565億円となった。

【扶助費の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度 a	平成19年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
扶助費	356,462	345,732	10,730	3.1
社会福祉費	66,950	58,778	8,172	13.9
老人福祉費	13,429	13,635	206	1.5
児童福祉費	125,089	125,609	520	0.4
生活保護費	138,697	135,450	3,247	2.4
災害救助費	27	11	16	145.5

【扶助費の推移】



公債費

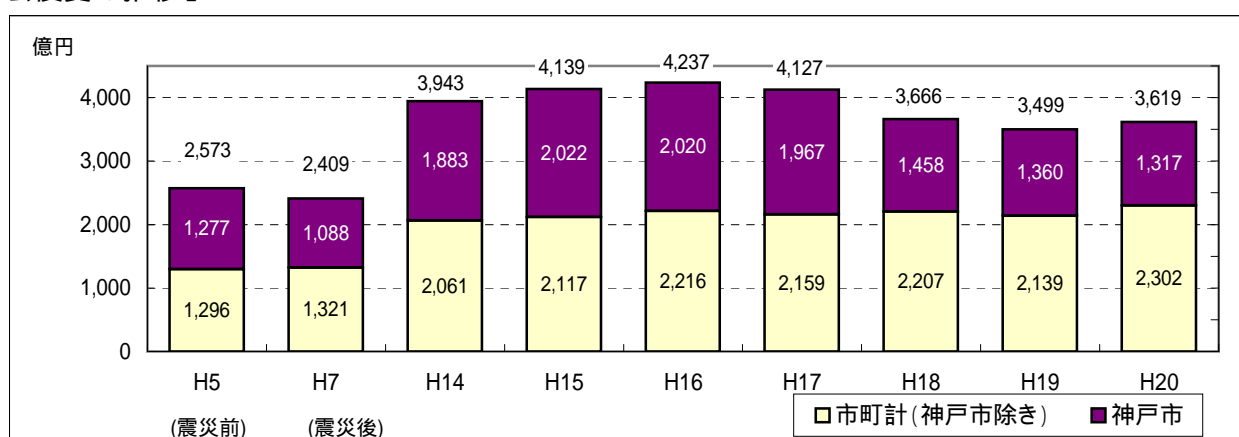
将来負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還をはじめとする高金利債などの繰上償還を実施したこと等により、121億円増の3,619億円となった。

【公債費の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度 a	平成19年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
公債費	361,913	349,856	12,057	3.4

【公債費の推移】



平成17年度は、震災復興基金の償還費等を除いた額。

(2) 投資的経費

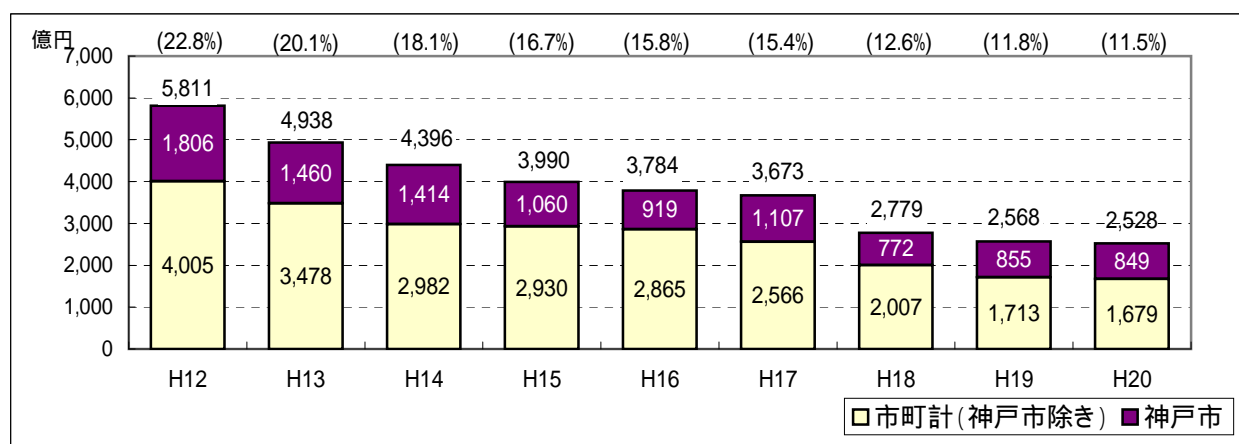
普通建設事業費の減（0.9%減、23億円減）、災害復旧事業費の減（84.8%減、17億円減）により、投資的経費全体では12年連続で減少し1.6%減、40億円減の2,528億円となった。

【投資的経費の内訳】

（単位：百万円、%）

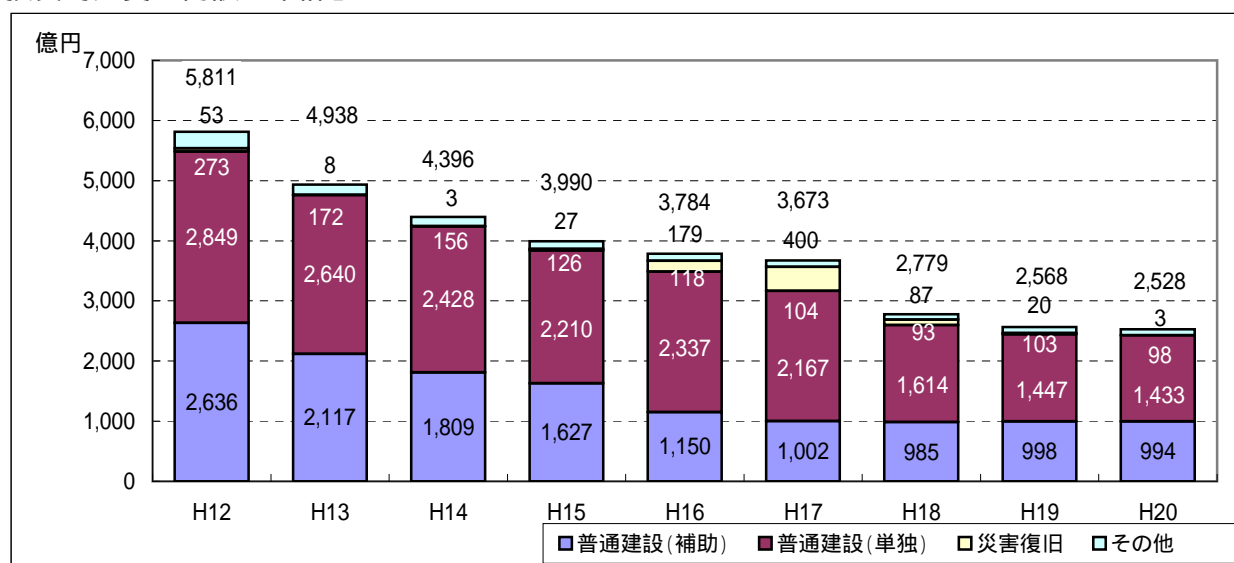
区 分	平成20年度 a	平成19年度 b	増減額 a - b	増減率 c ÷ b × 100
投資的経費	252,781	256,827	4,046	1.6
普通建設事業費	252,470	254,785	2,315	0.9
補助事業費	99,367	99,833	466	0.5
単独事業費	143,306	144,667	1,361	0.9
災害復旧事業費	311	2,041	1,730	84.8
補助事業費	233	1,384	1,151	83.2
単独事業費	78	657	579	88.1

【投資的経費の推移】



()内は投資的経費の歳出合計に占める割合。

【投資的経費の内訳：県計】



(3) その他経費

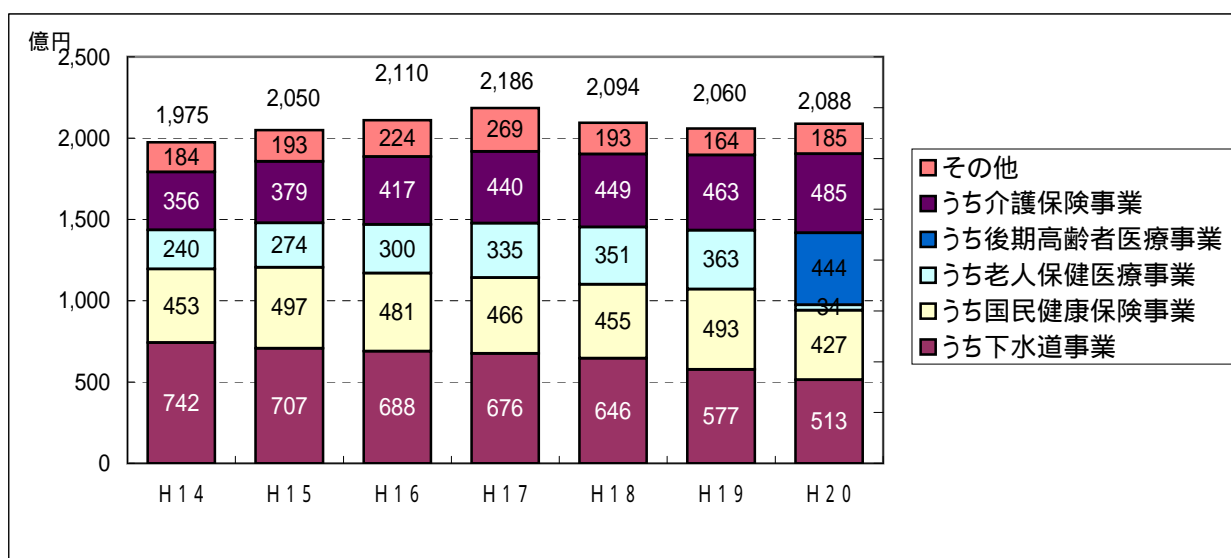
物件費は、委託料の減等により2.5%減、59億円減の2,337億円となっている。
 補助費等は、定額給付金事業等により2.7%増、49億円増の1,847億円となっ
 ている。
 積立金は、減債基金の積み増し等により24.7%増、85億円増の432億円となっ
 ている。
 繰出金は、後期高齢者医療制度の創設等に伴い1.4%増、28億円増の2,088億
 円となっている。

【その他経費の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度 a	平成19年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
物件費	233,747	239,687	5,940	2.5
維持補修費	17,608	17,322	286	1.7
補助費等	184,707	179,844	4,863	2.7
積立金	43,208	34,659	8,549	24.7
財政調整基金	8,848	9,589	741	7.7
減債基金	21,478	7,129	14,349	201.3
その他特定目的基金	12,883	17,940	5,057	28.2
投資及び出資金・貸付金	113,392	112,917	475	0.4
繰出金	208,817	205,968	2,849	1.4
下水道事業会計	51,343	57,703	6,360	11.0
国民健康保険事業会計	42,650	49,280	6,630	13.5
老人保健医療事業会計	3,445	36,254	32,809	90.5
後期高齢者医療事業会計	44,375	-	44,375	皆増
介護保険事業会計	48,504	46,317	2,187	4.7
その他経費 計	801,481	790,397	11,084	1.4

【繰出金の推移】



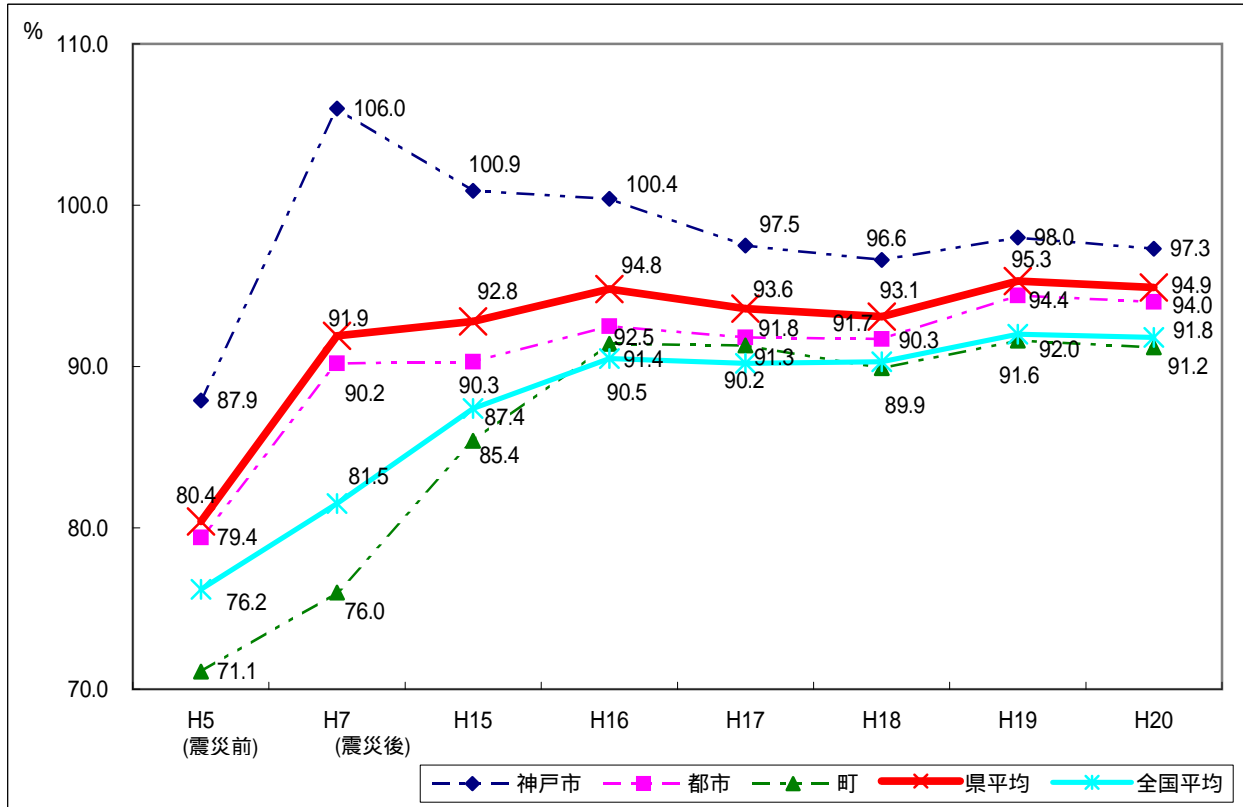
4 財政構造の状況

(1) 経常収支比率

経常収支比率の県内市町平均は94.9%となり、前年度に比べ0.4ポイント改善した。これは、歳出では扶助費、補助費等の増加により経常経費充当一般財源が増加(+49億円)したものの、歳入で固定資産税の増収等による経常経費充当一般財源の増加を上回る経常一般財源の増加(+156億円)があったことによる。

また、団体別では昨年度より改善した団体が25団体、悪化した団体が14団体となった。

【経常収支比率の推移】



【経常収支比率 段階別団体数の状況】

	平成20年度				平成19年度			
	大都市	都市	町	合計	大都市	都市	町	合計
100%以上	(1)	1 (7)	(1)	1 (9)	(1)	1 (12)	(1)	1 (14)
95%以上 100%未満	1	9 (14)	1 (6)	11 (20)	1	13 (14)	1 (6)	15 (20)
90%以上 95%未満		13 (6)	6 (4)	19 (10)		12 (1)	7 (5)	19 (6)
85%以上 90%未満		4 (1)	5 (1)	9 (2)		2 (1)	4	6 (1)
80%以上 85%未満		1		1				
75%以上 80%未満								
70%以上 75%未満								
70%未満								
計	1 (1)	28 (28)	12 (12)	41 (41)	1 (1)	28 (28)	12 (12)	41 (41)

【比率の高い上位10団体】

[20年度]

[19年度]

芦屋市	105.1	芦屋市	103.5
宝塚市	99.4	宝塚市	98.8
尼崎市	98.6	洲本市	98.4
西宮市	98.2	三田市	98.3
三田市	98.1	宍粟市	98.2
伊丹市	97.9	神戸市	98.0
神戸市	97.3	篠山市	97.7
相生市	96.4	淡路市	97.4
宍粟市	96.3	尼崎市	97.1
香美町	95.9	香美町	96.9

()内の数値は、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いた場合の数値。

(2) 健全化判断比率（4指標）

健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	香美町 26.6%	-

財政再生基準以上の団体はなし。

県内市町の概況

実質赤字比率

早期健全化基準以上の団体はなく、実質赤字額は全ての市町でなし。

連結実質赤字比率

早期健全化基準以上の団体はなく、連結実質赤字額は全ての市町でなし。

【主な会計の状況（団体数）】

団体数 / 会計	一般会計等	公営事業会計						連結
		病院	市場	交通	下水道(公共)	国民健康保険 事業会計	計	
赤字又は資金不足会計 / 全会計	0/41	6/24	1/9	1/5	1/38	7/41	0/41	0/41

【上記の公営事業会計で赤字又は資金不足が生じている団体】

病 院（6 団体）：神戸市、西宮市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、
 市 場（1 団体）：伊丹市
 交 通（1 団体）：神戸市
 下 水 道（1 団体）：淡路市
 国民健康保険（7 団体）：洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、香美町

実質公債費比率

県内市町平均（3ヶ年平均）は14.0%となり、昨年度に比して2団体多い15団体が18.0%以上（地方債許可団体）となった。

地方債の新規発行抑制や、既発債の繰上償還等に伴い公債費が減少していることなどにより、18団体で数値の改善が見られた一方で、合併特例債等の償還が増加している合併団体を中心に21団体で数値が悪化した。

早期健全化基準25.0%超過団体：1団体（香美町）

【段階別団体数の状況】

	平成20年度				平成19年度				増 減			
	大都市	都 市	町	合 計	大都市	都 市	町	合 計	大都市	都 市	町	合 計
25%以上			1	1			1	1		0	0	0
18%以上25%未満		11	3	14		10	2	12	0	1	1	2
18%未満	1	17	8	26	1	18	9	28		1	1	2
計	1	28	12	41	1	28	12	41	0	0	0	0

新たに18.0%以上となった団体：洲本市、多可町（計2団体）

【20年度決算での実質公債費比率が18.0%以上の団体】

団体名	20年度決算 (H18～20 平均)	19年度決算 (H17～19 平均)	対前年度 増 減
	A	B	C = A - B
洲本市	18.7	17.2	1.5
芦屋市	19.9	20.0	0.1
豊岡市	19.0	18.2	0.8
加西市	20.8	20.8	0.0
篠山市	21.7	19.5	2.2
養父市	23.4	22.5	0.9
南あわじ市	20.6	19.9	0.7
朝来市	20.0	19.7	0.3
淡路市	23.5	24.0	0.5
宍粟市	19.3	19.0	0.3
加東市	19.8	19.4	0.4
多可町	18.2	16.7	1.5
神河町	22.8	22.2	0.6
香美町	26.6	27.4	0.8
新温泉町	18.8	18.3	0.5
18%以上の 団体数	15	13	2

将来負担比率

県内市町平均は、149.2%となり、早期健全化基準超過団体はなかった。

地方債の新規発行抑制や、既発債の繰上償還等に伴い地方債残高が減少していることなどにより、31団体で数値の改善が見られた一方で、公営企業会計への繰出金が増加したことなどにより10団体で悪化した。

【段階別団体数の状況】

	平成20年度				平成19年度				増 減			
	大都市	都 市	町	合 計	大都市	都 市	町	合 計	大都市	都 市	町	合 計
350%以上				0		1		1		1		1
250%以上350%未満		2	1	3		2	1	3		0	0	0
150%以上250%未満	1	13	5	19	1	12	5	18	0	1	0	1
50%以上150%未満		11	4	15		11	4	15		0	0	0
50%未満		2	2	4		2	2	4		0	0	0
計	1	28	12	41	1	28	12	41	0	0	0	0

(3) 資金不足比率

県内市町で経営健全化基準(20.0%)を超過する団体は、三木市の病院事業会計(23.6%)のみとなった。

なお、平成19年度に経営健全化基準を超過していた西宮市、高砂市、香美町の各病院事業会計、伊丹市の市場会計は、公立病院特例債()の活用や市からの長期貸付等により、平成20年度は20%未満となった。

公立病院特例債：

病院事業において、19年度末の資金不足比率が10%以上の団体を対象とし、医師不足等により16～19年度に発生した資金不足を長期債務に振り替え、その計画的な解消を図ることができるよう、20年度に限り発行が認められたもの。

【県内市町の健全化判断比率一覧】

市町名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率					
	(参考) 早期健全 化基準	11.25	(参考) 早期健全 化基準	16.25	順位	H19比 率	増減	順位	H19比率	増減		
											対前年度	対前年度
神戸市	-	11.25	-	16.25	15.1	17	17.1	2.0	26	177.5	0.9	
姫路市	-	11.25	-	16.25	11.2	9	11.0	0.2	102.5	11	104.9	2.4
尼崎市	-	11.25	-	16.25	10.4	7	10.1	0.3	205.8	32	217.2	11.4
明石市	-	11.25	-	16.25	8.5	4	9.1	0.6	94.4	8	94.2	0.2
西宮市	-	11.25	-	16.25	13.4	12	13.7	0.3	100.1	10	116.2	16.1
洲本市	-	12.90	-	17.90	18.7	28	17.2	1.5	207.4	34	219.7	12.3
芦屋市	-	12.20	-	17.20	19.9	33	20.0	0.1	206.7	33	216.7	10.0
伊丹市	-	11.54	-	16.54	8.3	3	8.7	0.4	104.8	12	116.1	11.3
相生市	-	13.68	-	18.68	16.7	23	16.1	0.6	191.5	28	203.0	11.5
豊岡市	-	11.92	-	16.92	19.0	30	18.2	0.8	200.5	30	153.5	47.0
加古川市	-	11.32	-	16.32	10.2	6	10.9	0.7	108.1	13	112.4	4.3
赤穂市	-	13.08	-	18.08	14.2	14	16.0	1.8	243.7	37	273.5	29.8
西脇市	-	13.19	-	18.19	15.6	19	14.9	0.7	82.0	6	129.3	47.3
宝塚市	-	11.43	-	16.43	9.0	5	8.8	0.2	96.2	9	107.4	11.2
三木市	-	12.56	-	17.56	13.7	13	14.1	0.4	58.6	5	75.2	16.6
高砂市	-	12.51	-	17.51	11.3	10	12.4	1.1	136.7	19	135.6	1.1
川西市	-	11.91	-	16.91	10.7	8	10.1	0.6	170.6	23	186.7	16.1
小野市	-	13.18	-	18.18	14.2	14	14.2	0.0	5.9	3	1.3	4.6
三田市	-	12.32	-	17.32	15.7	20	14.3	1.4	28.7	4	40.5	11.8
加西市	-	13.11	-	18.11	20.8	36	20.8	0.0	172.9	25	183.8	10.9
篠山市	-	12.71	-	17.71	21.7	37	19.5	2.2	308.5	40	298.8	9.7
鞆父市	-	12.98	-	17.98	23.4	39	22.5	0.9	208.5	35	244.5	36.0
丹波市	-	12.28	-	17.28	16.3	22	16.0	0.3	112.0	15	110.5	1.5
南あわじ市	-	12.73	-	17.73	20.6	35	19.9	0.7	244.2	38	245.5	1.3
朝来市	-	13.00	-	18.00	20.0	34	19.7	0.3	157.2	20	166.2	9.0
淡路市	-	12.62	-	17.62	23.5	40	24.0	0.5	319.8	41	371.0	51.2
赤松市	-	12.80	-	17.80	19.3	31	19.0	0.3	204.6	31	204.5	0.1
加東市	-	13.15	-	18.15	19.8	32	19.4	0.4	88.1	7	109.6	21.5
たつの市	-	12.46	-	17.46	14.7	16	15.2	0.5	168.7	21	168.7	11.1
猪名川町	-	14.26	-	19.26	5.1	2	8.9	3.8	(78.7)	2	(82.1)	3.4
多可町	-	13.92	-	18.92	18.2	27	16.7	1.5	108.4	14	114.1	5.7
福美町	-	14.29	-	19.29	12.9	11	13.6	0.7	115.8	16	120.0	4.2
播磨町	-	14.25	-	19.25	3.6	1	4.8	1.2	(104.7)	1	(96.8)	7.9
市川町	-	15.00	-	20.00	17.7	26	17.1	0.6	171.4	24	219.0	47.6
福崎町	-	15.00	-	20.00	16.8	24	16.7	0.1	189.8	27	164.5	25.3
神河町	-	14.90	-	19.90	22.8	38	22.2	0.6	195.3	29	210.3	15.0
太子町	-	14.27	-	19.27	16.2	21	16.9	0.7	130.7	18	144.8	14.1
上郡町	-	15.00	-	20.00	17.3	25	17.4	0.1	271.1	39	233.2	37.9
佐用町	-	13.63	-	18.63	15.1	17	15.4	0.3	118.5	17	142.6	24.1
香美町	-	13.65	-	18.65	26.6	41	27.4	0.8	241.5	36	271.7	30.2
新温泉町	-	14.37	-	19.37	18.8	29	18.3	0.5	167.0	22	173.2	6.2
市平均	-	-	-	-	13.9	-	14.5	0.6	151.0	-	157.1	6.1
市平均(神戸市除)	-	-	-	-	13.3	-	13.2	0.1	139.5	-	147.6	8.1
町平均	-	-	-	-	15.8	-	16.2	0.4	118.4	-	126.5	8.1
県平均	-	-	-	-	14.0	-	14.6	0.6	149.2	-	155.3	6.1
県平均(神戸市除)	-	-	-	-	13.5	-	13.5	0.0	137.8	-	145.9	8.1

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じない団体は「-」で表示。
 注2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は「-」で表示。
 (下段括弧書きまで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)
 注3 平均は、加重平均による。

【県内市町の資金不足比率の状況】

事業	団体	H20年度(決見)			H19年度(実績)		
		資金不足 比率 (%)	解消予定 年度	資金不足額 (千円)	資金不足 比率 (%)	資金不足額 (千円)	資金不足 比率 (%)
	三木市	23.6	H25	1,101,100	325,380	6.6	
	西宮市	11.3	H22	445,650	876,900	21.7	
	神戸市	9.3	H21	2,777,918	4,022,528	13.8	
病院	西脇市	9.3	H24	481,345	265,504	5.5	
	川西市	4.0	H25	159,593	606,803	14.9	
	高砂市	3.4	H23	164,508	2,675,001	58.6	
	香美町	-	H20	-	416,970	51.8	
	たつの市	-	H20	-	104,173	6.4	
	相生市	-	H20	-	18,211	3.5	
下水	淡路市	2.0	H22	9,319	-	-	
	伊丹市	19.2	H22	11,403	19,725	34.8	
交通 (自動車 運送)	神戸市	9.5	H30	1,168,466	1,209,537	9.5	
	明石市	-	H20	-	22,809	2.9	

経営健全化基準…資金不足比率20%以上

【参考】平成20年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覽表

（単位：百万円、％）

団体名	歳入総額		歳出総額		実質収支	実質単年度収支	基金残高		うち財政調整基金		地方債		経常収支比率		標準財政規模 (臨時財政対策債 発行可能額含む)
	増減率	増減率	増減率	増減率			増減率	増減率	現在高	増減率	H19				
1神戸市	737,731	1.1	724,882	1.8	513	704	43,390	5.2	815	4.4	1,212,558	97.3	98.0	385,440	
2姫路市	206,183	3.1	195,308	1.9	5,287	1,048	37,808	3.1	10,216	1.2	190,234	84.5	85.5	114,097	
3尼崎市	192,259	11.6	192,141	11.9	37	348	19,573	173.1	1,297	4.0	267,725	98.6	97.1	94,579	
4明石市	90,826	5.3	89,919	5.6	689	1,111	8,790	16.3	3,900	2.7	100,652	94.9	94.4	53,188	
5西宮市	151,301	1.8	149,871	3.4	928	840	17,937	11.7	9,469	6.4	188,901	98.2	96.9	96,095	
6洲本市	22,232	6.7	21,772	7.7	430	726	2,269	23.2	1,213	3.8	43,485	94.8	98.4	13,484	
7芦屋市	43,118	6.7	42,547	7.2	181	1,074	17,671	20.3	7,055	11.6	85,698	105.1	103.5	23,389	
8伊丹市	57,643	3.0	57,055	2.7	393	59	5,205	1.9	3,355	3.0	64,125	97.9	96.5	37,019	
9相模原市	12,330	0.1	11,953	0.1	316	4	3,072	5.6	1,455	7.8	15,358	96.4	96.2	8,278	
10豊岡市	44,890	2.4	44,019	2.8	680	132	12,599	1.4	3,665	3.8	63,997	91.1	92.3	27,754	
11加古川市	73,281	1.3	72,647	1.5	339	5	11,619	13.5	4,394	2.6	81,607	92.0	93.2	46,268	
12赤穂市	17,837	4.1	17,672	4.3	139	100	1,790	4.2	422	6.6	24,847	91.4	94.5	11,802	
13西脇市	17,675	1.7	17,461	1.4	155	208	4,394	5.5	2,449	2.8	14,879	94.8	94.1	10,927	
14宝塚市	64,321	1.4	63,483	1.2	147	8	10,822	1.1	4,235	3.0	82,645	99.4	98.8	41,084	
15三木市	29,887	0.7	29,657	0.4	94	683	7,375	3.2	3,229	6.1	34,623	93.2	94.9	18,619	
16高砂市	30,675	3.0	30,062	3.0	510	664	2,532	21.3	2,210	5.4	26,970	93.1	91.1	19,719	
17川西市	43,221	0.3	42,985	0.4	155	83	3,153	27.1	458	1.4	53,044	95.1	95.8	27,823	
18小野市	18,441	4.8	18,200	5.0	195	254	7,633	3.2	3,182	3.6	14,439	92.4	92.4	10,982	
19三田市	37,064	13.3	36,362	12.5	570	764	16,842	1.8	4,544	1.6	45,666	98.1	98.3	21,839	
20加西市	18,070	2.9	17,889	3.1	148	320	2,185	14.9	929	7.9	16,528	93.5	96.5	11,580	
21篠山市	22,157	1.8	21,619	2.5	507	666	7,137	8.3	2,876	7.9	44,414	95.6	97.7	16,009	
22養父市	20,301	7.7	19,661	7.7	471	402	3,392	9.6	1,291	7.4	31,660	88.7	94.1	12,692	
23丹波市	34,215	0.4	32,475	0.3	1,030	1,078	13,342	0.1	6,020	4.7	40,838	89.7	89.7	22,388	
24南あわじ市	26,089	3.1	25,317	4.3	542	267	5,095	7.1	814	3.6	43,966	88.3	91.7	15,644	
25朝来市	19,164	4.3	18,667	5.2	417	327	8,854	1.8	4,505	4.9	32,353	92.9	94.6	12,531	
26淡路市	27,628	0.1	27,053	0.4	49	1,211	3,012	6.6	1,112	6.9	56,299	92.3	97.4	17,446	
27宍粟市	24,291	7.4	23,777	7.2	437	285	5,127	0.4	1,596	2.4	33,478	96.3	98.2	14,665	
28加東市	16,645	9.7	16,028	9.2	554	176	6,099	17.9	3,232	3.4	39,315	93.5	95.1	11,224	
29たつの市	32,585	1.2	31,830	0.3	430	805	9,523	9.8	3,344	1.0	39,315	89.8	91.8	20,423	
30猪名川町	8,832	2.7	8,567	3.3	235	323	4,828	6.1	2,278	9.9	7,990	88.5	89.9	6,422	
31多可町	12,212	1.0	11,881	0.9	232	422	5,931	4.2	2,502	0.8	18,545	94.5	93.2	7,401	
32福美町	8,669	4.0	8,418	5.0	222	202	1,880	4.8	1,131	3.3	8,084	85.9	89.1	6,344	
33播磨町	9,283	2.1	8,312	2.0	873	387	6,556	1.6	4,829	3.1	8,966	94.1	90.1	6,461	
34市川町	5,139	0.1	5,046	0.5	91	69	731	11.7	554	7.5	7,647	91.1	90.8	3,746	
35福崎町	6,973	6.3	6,822	6.6	128	71	1,150	6.8	678	1.5	9,587	88.9	86.0	4,756	
36神河町	8,242	2.5	8,114	6.4	86	122	1,483	8.2	392	5.0	11,161	93.2	94.5	5,151	
37太子町	8,579	4.0	8,415	4.9	135	54	1,860	2.0	971	5.2	8,881	87.3	89.5	6,407	
38上郡町	9,471	2.6	9,222	7.1	209	1,015	267	80.1	245	2.7	11,242	92.5	91.4	4,788	
39佐用町	12,539	9.9	12,464	9.9	43	181	7,611	5.5	2,671	3.7	18,592	87.7	90.8	8,491	
40香美町	12,863	1.7	12,583	2.8	183	111	740	17.1	464	7.9	20,969	95.9	96.9	8,405	
41新温泉町	8,988	9.8	8,850	10.7	33	39	893	1.5	441	4.5	15,180	94.1	94.2	6,165	
市計(神戸市含)	2,132,061	1.2	2,092,310	1.0	16,387	4,599	298,239	3.4	93,284	3.5	2,967,582	95.1	95.5	1,216,987	
市計(神戸市除)	1,394,330	2.5	1,367,428	2.5	15,875	3,895	254,850	3.1	92,469	2.9	1,755,023	94.0	94.4	831,548	
町計	111,790	1.3	108,693	1.1	2,469	1,340	33,929	4.8	17,156	4.0	146,846	91.2	91.6	74,537	
計	2,243,851	1.1	2,201,004	0.9	18,856	3,258	332,169	2.5	110,440	3.5	3,114,427	94.9	95.3	1,291,524	
県計(神戸市除)	1,506,120	2.2	1,476,122	2.2	18,344	2,555	288,779	2.1	109,626	3.0	1,901,869	93.8	94.1	906,084	

注1 経常収支比率の合計欄は加重平均。

用語集

1 財政収支の均衡をみる指標

項目	算定式	説明
形式収支	歳入決算額 - 歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標
実質収支	形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標
単年度収支	当該年度実質収支 - 前年度実質収支	前年度の実質収支を除外した当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を示した指標
実質単年度収支	単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 起債繰上償還額（任意に行ったもの） - 財政調整基金取崩額	単年度収支から、実質的な黒字要素（基金積立、繰上償還）及び赤字要素（基金取崩）を考慮した実質的な単年度収支を示した指標

2 財政構造の弾力性をみる指標

項目	算定式	説明
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ <p> 経常経費：人件費、扶助費、公債費等 経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税等 </p> <p>H13以降においては、経常一般財源に、減税補てん償及び臨時財政対策債の発行額を加えて算出する（H19以降減税ほてん償に替えて減収ほてん償特例分を加えて算出）。</p>	<p>経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時的財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。</p> <p>公営企業会計における「経常収支比率」とは定義が異なる。</p>

3 その他

項目	説明
普通会計	<p>個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難である。このため地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。</p> <p>一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>公営事業会計... 公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計</p>
一般会計	<p>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならない。</p> <p>特別会計... 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。</p> <p>特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。（地方自治法第209条第2項）</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量</p> $\left(\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \\ \text{地方道路譲与税減収補} \\ \text{てん臨時交付金} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \\ \text{地方道路譲与税減収補} \\ \text{てん臨時交付金} \end{array} \right) + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$

4 その他(つづき)

項目	説明																		
臨時財政対策債	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度より地方財政法第5条の特例となる地方債として発行されるもの。(平成21年度まで)</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の算定において基準財政需要額に全額算入される。</p> <p>なお、臨時財政対策債(又は臨時財政対策債発行可能額)は、通常の地方債とは異なり、各指標(経常収支比率、実質公債費比率等)の算定において一般財源として取り扱う。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15~H18</th> <th>H19~H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方交付税総額</td> <td> 国税5税分 その他 特会借入 国負担分 (1/2) 特会借入 地方負担分 (1/2) </td> <td> 国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (1/4) 特会借入 国負担分 (1/4) 特会借入 地方負担分 (1/4) </td> <td> 国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (3/8) 特会借入(国負担分) (1/8) 特会借入(地方負担分) (1/8) </td> <td> 国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (1/2) </td> <td> 国税5税分 その他 </td> </tr> <tr> <td>臨時財政対策債</td> <td></td> <td>臨時財政対策債 (1/4)</td> <td>(3/8)</td> <td>(1/2)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H12	H13	H14	H15~H18	H19~H20	地方交付税総額	国税5税分 その他 特会借入 国負担分 (1/2) 特会借入 地方負担分 (1/2)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (1/4) 特会借入 国負担分 (1/4) 特会借入 地方負担分 (1/4)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (3/8) 特会借入(国負担分) (1/8) 特会借入(地方負担分) (1/8)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (1/2)	国税5税分 その他	臨時財政対策債		臨時財政対策債 (1/4)	(3/8)	(1/2)	
	H12	H13	H14	H15~H18	H19~H20														
地方交付税総額	国税5税分 その他 特会借入 国負担分 (1/2) 特会借入 地方負担分 (1/2)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (1/4) 特会借入 国負担分 (1/4) 特会借入 地方負担分 (1/4)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (3/8) 特会借入(国負担分) (1/8) 特会借入(地方負担分) (1/8)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (1/2)	国税5税分 その他														
臨時財政対策債		臨時財政対策債 (1/4)	(3/8)	(1/2)															

《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

基 準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その1つでも別表1「早期健全化基準(値)」、「財政再生基準(値)」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表2「経営健全化基準(値)」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成19年度決算から算定・公表され、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

(別表1)

	早期健全化基準(値)	財政再生基準(値)
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25～15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25～20.0%	30.0% 〔20、21年度は40.0% 22年度は35.0%〕
実質公債費比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	

(別表2)

	経営健全化基準(値)
資金不足比率	20.0%

各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元金償還金} \cdot \text{準元金償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。